

# 医業経営

## 救Q外来

名南税理士法人医業部マネジャー サブエディター 佐分夏翠光

### Q (医療機関と消費税)

診療所を経営しています。先日、消費税の改正により医療機関も消費税の納税が発生するとの話を聞きました。従来は納税をしたことがなく医療機関は非課税と認識しておりましたので、少々驚いていますが、消費税の改正とはどのような内容なのでしょうか。

また、日本医師会は“ゼロ税率”課税の実現を要望すると言っていますが、非課税とゼロ税率では医療機関における消費税の影響はどのように異なるのか教えてください。

### A

#### 消費税改正の影響

まず、消費税法の改正項目のうち影響が大きいと思われる2点について以下ご説明します。

(1) 納税義務が免除される免税点(課税売上高)の引き下げ(3,000万円超 1,000万円超)

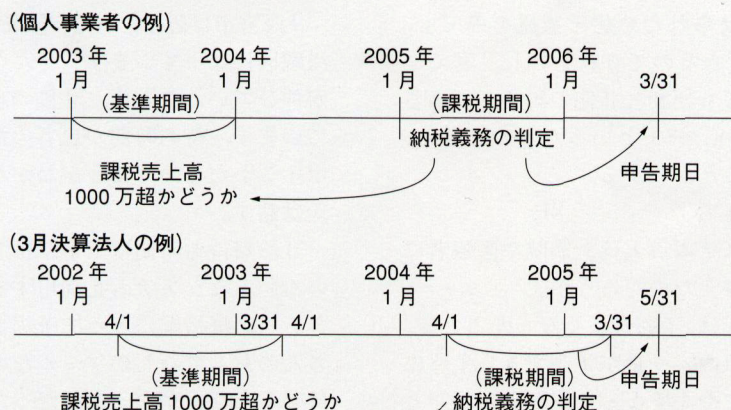
消費税の納税義務がある事業者かどうかの判定は、基準期間の課税売上高がいくらであったかにより行います。今回の改正では、基準期間の課税売上高が1000万円(現行3000万円)以下の場合には納税義務が免除されることになりま

した(基準期間とは、個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度をいいます)。

改正は、個人事業者の場合は2005年分から、法人の場合は04年4月1日以降に開始する事業年度から適用となります。そして、消費税の納税義務の判定は、個人事業者の場合は03年分、3月決算法人であれば03年3月期の課税売上高が1000万円を超えるかどうかにより判定を行います。

図を見ておわかりのように、個人事業の方であれば03年の課税売上高が1000万円を超えるかどうかによって、05年の消費税納税義務が

図 課税売上高の基準期間と納税義務の判定期間



生じるかどうかが決まります。

そして、課税売上高には各種の健康診断、予防接種、人間ドック、室料差額、各種文書料などが対象となります。加えて、これら自費等収入以外にも貸事務所などの不動産収入（非課税取引除く）や事業用車両の売却収入など、資産の貸付や譲渡も課税売上該当し、合算して1000万円の判定を行いますので注意が必要となります。

ちなみに、05年分の課税売上高が1000万円に満たなくても、基準期間である03年分課税売上高が1000万円超であれば、05年は課税事業者者に該当し、申告・納税義務が発生します。

(2) 簡易課税制度の適用範囲（課税売上高）の引き下げ（2億円以下 5,000万円以下）消費税の計算方法には、受け取った消費税（課税売上に係る消費税）から支払った消費税（課税仕入に係る消費税）を差し引きして計算する方法（本別課税）と、課税売上高に一定の率（みなし仕入率）を掛けることで課税仕入を算出して納付税額を算出する方法（簡易課税）の2種類があります。

本則課税では、保険収入など非課税売上の多い医療機関の場合、課税仕入に係る消費税のうち、自費等の課税売上に対応する消費税のみを控除して納付税額を算出します。下記例では、支払った消費税200万円のうち、課税売上に対応する消費税20万円を受け取った消費税から控除し、180万円は医療機関が経費として負担をすることになります。

例：保険収入（非課税） 9,000万  
自費等(課税)1,000万(受取り消費税50万)  
医薬品等の経費(課税)4,000万(支払い消費税200万)  
課税売上に係る消費税50万-課税仕入のうち控除される消費税20万〔200万×1000万/(1000万+9000万)=20万〕  
= 納付税額30万

このように、本則課税では課税取引と非課税取引とを区分し、そのうえで課税売上に対応する支払い消費税を抽出して納付税額を算出する

表 みなし仕入率

事業区分	業 種	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造・建設業等	70%
第四種事業	その他の事業	60%
第五種事業	不動産業等(医業)	50%

という煩雑な手続きを要します。

一方、簡易課税とは、課税売上高に“みなし仕入率（医療機関は第五種50%）”を掛けて納付税額を算出することとし、税額計算を簡易にしています。これは、政策的な配慮により基準期間の課税売上高が5,000万円（現行2億円）以下の事業者の事務負担の軽減を図る制度となっていますが、今回の改正によりその適用対象範囲が狭くなりました。

例：保険収入（非課税）9,000万  
自費等(課税)1,000万（受取り消費税50万）  
医薬品等の経費(課税)4,000万（支払い消費税200万）  
課税売上に係る消費税50万－課税仕入に係る消費税25万＝納付税額25万  
（50万×みなし仕入率50%）

上記の例では、本則課税の納税額30万円に対して、簡易課税では25万円になっています。いずれの制度を適用するかは納税者の選択にゆだねられており、簡易課税を選択する場合には、事前に届出書を提出する必要があります（簡易課税を選択すると、2年間は変更不可）。ただし、高額な医療機器を購入する場合など、本則課税で計算するほうが有利なケースもあるため、投資計画に照らし合わせて事前によく検討をする必要があります。

#### 非課税とゼロ税率

次に、“非課税”と“ゼロ税率”での医療機関の影響についてご説明します。

最近の政財界の消費税に関する発言をみると、今年5月に日本経団連は「持続可能な社会保障制度構築に向けた財源確保のため2007年度に10%まで引き上げる」との意見書を正式に発表し、6月には政府税制調査会が

「消費税二桁税率に引き上げる必要もあるだろう。それが今後の税体系全体の見直しの基本になる」と二桁税率への引き上げを明記した意見書をまとめました。

さらに、8月には塩川前財務大臣が「2006年度以降には消費税率を上げざるを得ないだろう」との認識を表明し、同時に食料品だけを軽減税率とするのは困難であるとの見方も示し、消費税増税論が政財界から相次いで出ています。

そのようななか、日本医師会は6月に「平成16年度医療に関する税制改正要望」を取りまとめ、消費税に関しては「非課税制度をゼロ税率課税制度に改める」との要望をしていくとしています。

では、非課税制度をゼロ税率課税制度にするとはどのようなことなのでしょうか。先の本則課税の例で説明しましたように、消費税とは事業者が受け取った消費税（課税売上に係る消費税）から支払った消費税（課税仕入に係る消費税）を差し引きして残った消費税を納める仕組みになっています。

しかし、医療機関の場合、社会保険診療報酬等の収入が非課税であるため、支払った消費税のうち課税売上に対応する消費税は控除し、対応しない消費税は控除できない仕組みになっています。つまり、医薬品等の課税仕入に係る消費税の全額を控除することができません。

一方、ゼロ税率課税とは、社会保険診療報酬等の収入は“課税売上”であるが、政策的配慮により消費税率をゼロ%にするということです。医療機関の収入が課税売上になることで支払った消費税の全額が控除可能になり、医療機関が負担をしていた控除不足の消費税は還付を受けられるということです。

例：保険収入(課税)9,000万(ゼロ税率 = 受取り消費税0)  
自費等(課税)1,000万(受取り消費税50万)  
医薬品等の経費(課税)4,000万(支払い消費税200万)  
課税売上に係る消費税50万 - 課税仕入に係る消費税200万 = 還付税額 150万

このように、ゼロ税率になるとは仕入税額の控除が可能になるということですが、仮に現行非課税制度のまま政財界の発言どおりに消費税率が10%になった場合と、仮に消費税率が10%になってもゼロ税率が実現した場合とでは医療機関の利益は次のように変わります。

現行非課税：収入100 - 人件費30 - (課税仕入50 + 消費税2.5) = 利益17.5

消費税10%：収入100 - 人件費30 - (課税仕入50 + 消費税5) = 利益15

ゼロ税率：(収入100 + 消費税0) - 人件費30 - (課税仕入50 + 消費税5) + 消費税還付5 = 利益20

医療機関にとって、消費税増税は経費負担増につながり経営のやりくりを強いられます。しかし、ゼロ税率課税制度であれば、消費税率の如何にかかわらず支払った消費税の還付を受けることで、実質的に消費税負担対象外の事業者になることができるということです。

一方、上述の塩川前財務大臣の「食料品だけ軽減税率とするのは困難」との発言どおり、特定取引のみ軽減税率を適用することには難色を示しており、医療分野にゼロ税率という軽減税率が適用されるか大きく注目しています。

最後に

今回の改正では、免税点が3,000万円から1,000万円へと大きく引き下げになりました。従来、医師1人の診療所では、ほとんどのところで消費税免税事業者であったと思います。しかし、免税点が1,000万円になったことで、今後新たに納税義務者となる診療所も少なくないのではと思います。

実務的には、今の課税売上は何がいくらあるか確認していただき、そして将来の投資計画から消費税の納税・還付シミュレーションを実施し、そのうえで必要に応じて各種必要な届出を提出することになるかと思います。慎重に検討をしていただく必要があり、お近くの専門家にご相談下さい。